岩国市介護福祉士就職支援給付金支給事業実施要綱を次のとおり定める。

　　令和６年４月１日

岩国市長　福　田　良　彦

　　　岩国市介護福祉士就職支援給付金支給事業実施要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、本市において安定的かつ質の高い介護保険サービスの提供を図るため、新たに介護福祉士として、市内の介護保険サービス事業所等に勤務している者に対し、予算の範囲内で岩国市介護福祉士就職支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、岩国市補助金等交付規則（平成18年規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　⑴　介護福祉士　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条に規定する介護福祉士試験に合格（社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）第５条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第６条の２及び第６条の３に該当する者を含む。）し、法第42条第１項に規定する登録を受け、同条第２項において読み替えて準用する法第30条の規定による介護福祉士登録証の交付を受けた者をいう。

⑵　介護保険サービス事業所等　介護保険法（平成９年法律第123号）に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスを行う事業所若しくは施設又は岩国市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年４月１日制定）第10条第２項の規定により指定を受けた事業所をいう。

⑶　常勤　介護保険サービス事業所等と期間の定めのない労働契約を締結しており、かつ、その勤務時間が、事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（当該時間数が週32時間を下回る場合は週32時間とする。）に達していることをいう。

（支給対象者）

第３条　給付金の支給の対象となる者は、次の各号に掲げるいずれの要件も満たす者とする。

⑴　新たに常勤の介護福祉士として、市内の介護保険サービス事業所等に直接雇用された者であること。

⑵　給付金の申請時において、資格登録日（法第42条第１項に規定する登録をした日をいう。）の属する年度から起算して５年以内であること。

⑶　市内の介護保険サービス事業所等において同じ雇用形態で継続して勤務しており、介護福祉士としての勤務期間が給付金の申請時において、１年以上３年以内であること。

⑷　過去にこの要綱に基づく給付金又は岩国市新卒介護福祉士就職支援給付金の支給を受けていないこと。

⑸　本市において市税等の滞納がないこと。

⑹　岩国市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（給付金の額）

第４条　給付金の額は、10万円とする。ただし、過去に岩国市介護職就職支援給付金支給事業実施要綱（令和６年４月１日制定）による給付金を受給している場合は、５万円とする。

（給付金の申請）

第５条　給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）が市長に提出する書類は、次のとおりとする。

　⑴　岩国市介護福祉士就職支援給付金支給申請書（様式第１号）

　⑵　誓約書（様式第２号）

　⑶　岩国市介護福祉士就職支援給付金勤務証明書（様式第３号）

　⑷　介護福祉士登録証の写し

　⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　市長は、前項第５号の書類について、提示による申請を認めることができる。

　（給付金の支給決定等）

第６条　市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、給付金を支給することが適当であると認めたときは、給付金の支給の決定及び額の確定をし、岩国市介護福祉士就職支援給付金支給決定及び額の確定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による審査の結果、給付金の支給が適当でないと認めたときは、岩国市介護福祉士就職支援給付金不支給決定通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

　（給付金の請求）

第７条　給付金の請求に使用する書類は、岩国市介護福祉士就職支援給付金請求書（様式第６号）とする。

（給付金の支給の決定の取消し及び給付金の返還）

第８条　市長は、給付金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給の決定を取り消すことができる。ただし、災害、病気等やむを得ない理由により継続した勤務ができなかった等、市長が特に認めたときは、この限りでない。

⑴　この要綱に定める要件を満たしていないと判断したとき。

⑵　虚偽の届出その他不正の手段により本決定を受けたとき。

⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

２　市長は、給付金の支給の決定を取り消したときは、給付金の支給の決定を受けた者に対し、岩国市介護福祉士就職支援給付金支給決定取消通知書（様式第７号）により通知するものとする。

３　市長は、給付金の支給の決定を取り消した場合において、既に給付金が支給されているときは、期限を定めて、支給を受けた者に対し、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この要綱の施行の際、この要綱による改正前の岩国市介護福祉士就職支援給付金支給事業実施要綱による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。